

## 8 用語集

- ・本計画中で使用された公共施設配置適正化の取り組みに関する専門用語を五十音順に並べて、様々な情報に基づき、独自に解説しています。本計画中で説明を付している用語も掲載しています。用語の掲載ページは、初出のページ番号を記載しています。
- ・関連する用語がある場合には、説明文末尾に“>〇〇〇〇（用語名）”を付していますので、その用語説明も併せてご参照ください。

### あ行

#### 明石市財政健全化 推進協議会

【掲載ページ:P28】

財政健全化に向けて、市全体の施策・事業について、市行政と市議会が協力して、対等の立場で幅広い観点から総合的に議論していくために設置した協議会です。市議会副議長、市議会各会派代表者、副市長、教育長、政策・総務・財務部局の部長により構成されています。

#### 明石市財政健全化 推進市民会議

【掲載ページ:P28】

財政健全化の取組みについて、市民参画のもとに検討するために設置した会議です。学識経験者、関係機関及び関係団体の代表者、公募市民により構成されています。

#### 明石市施設配置 適正化検討会議

【掲載ページ:P28】

将来にわたって持続可能な公共施設運営の実現を図るため、公共施設配置の適正化の取組みについて、庁内横断的に検討するために設置した内部組織です。施設所管部他の次長級職員等で構成されています。

#### 維持管理費

【掲載ページ:P16】

光熱水費や修繕料、清掃や点検の委託料など、施設の維持管理に要する経費のことです。

#### 一般財源

【掲載ページ:P7】

事業費から国県からの補助金や市債（借金）などを除いた正味の市負担額をいいます。

#### インフラ

【掲載ページ:P2】

インフラストラクチャー（社会基盤施設）の略称で、社会的経済基盤と社会的生産基盤を形成するものの名称です。

道路・橋りょう・上水道・下水道などが含まれます。

本計画では、インフラとハコモノ（施設）とで、「公共施設」と総称しています。

>ハコモノ（施設）

#### 運営費

【掲載ページ:P16】

人件費及び施設で提供するサービスや事業の実施などに要する経費のことです。

#### NPO （エヌピーオー）

【掲載ページ:P26】

Nonprofit Organization（ノン・プロフィット・オーガナイゼーション）の略称で、特定非営利活動法人のことをいいます。特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを目的として、県などの認証を受けて設立された法人のことです。

## か行

### 改修

【掲載ページ:P10】

劣化した建築物等の性能・機能を、初期の水準を超えて改善することです。

### 企業会計

【掲載ページ:P7】

特定の事業により収益をあげて独立採算を基本とする、民間に近い経理を行う会計です。本市では、平成 26 年度においては、水道事業、大蔵海岸整備事業の 2 つの企業会計があります。

### 基金

【掲載ページ:P5】

市の貯金に当たります。

### 機能重視

【掲載ページ:P15】

従来の公共施設の多くは、一つの施設に一つの機能を持たせて造られてきましたが、今後は、個別の機能ごとに施設をつくるのではなく、異なる複数の機能を併せ持つ複合施設にしていくなど、機能重視の考え方を、本計画の基本方針としています。

### 行政財産

【掲載ページ:P1】

地方自治体が行政目的で用いる財産のことで、庁舎や消防署など自治体が事務を行うために直接利用する「公用財産」と、学校や道路など住民が一般的に共同利用する「公共用財産（公の施設）」の 2 つに区分されます。

➤普通財産、公有財産

### 繰出金

【掲載ページ:P7】

市の一般会計から、国民健康保険事業、介護保険事業、下水道事業などの特別会計や水道事業などの企業会計に支出する経費のことです。

### 広域化

【掲載ページ:P20】

近隣自治体等との連携によって、施設の共同利用を進めることをいいます。

### 公共施設等総合管理計画

【掲載ページ:P2】

地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画のことです。

すべての自治体に対して総務省から同計画策定の要請（平成 26 年 4 月 22 日 総財務第 74 号「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」）がなされており、公共施設の解体に充当できる地方債（除却債）を発行するための要件にもなっています。

明石市公共施設配置適正化基本計画は、公共施設等総合管理計画として位置づけます。

### 公共施設配置適正化

【掲載ページ:P1】

施設で提供する行政サービスのあり方を長期的かつ抜本的に見直すとともに、1 つの施設で複数のサービスを行う複合化、複数配置されている施設の集約化などによりスペースの有効活用を図り、施設の管理運営についても指定管理者制度、民間委託を活用するなど効率化を図っていくことにより、公共施設の総量を縮減し、真に必要な施設サービスを将来にわたって持続可能なものとするための取り組みのことです。 ➤持続可能

### 公共施設白書

【掲載ページ:P2】

市の保有する施設について、施設の概要や管理運営費用、配置状況や利用状況等を記載しています。公共施設配置適正化を検討するための基礎資料として、平成 25 年 8 月に策定しました。

公債費 【掲載ページ:P6】	市の借金である市債の元本や利子の支払に要する経費のことです。 >市債
更新 【掲載ページ:P1】	老朽化に伴い機能が低下した公共施設を取り替え、同程度の機能に再整備することです。具体的には、大規模改修や施設の建て替え及びインフラの取り替え等のことです。 >大規模改修、インフラ
公民連携 【掲載ページ:P15】	行政サービスについて、公（地方自治体等）と民（民間事業者等）がお互いに協力して、コスト削減のほか、サービスの向上のために取り組む動きを総称した言葉で、近年では PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）とも言われています。 >PPP
公有財産 【掲載ページ:P1】	地方自治体が所有する不動産などは「公有財産」と呼ばれ、「行政財産」と「普通財産」に区分されています。 >行政財産、普通財産
固定資産台帳 【掲載ページ:P29】	固定資産を、取得から廃止に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産(道路、公園、学校等)の、取得金額、財源内訳、耐用年数、減価償却費といったデータを網羅的に記載したものです。

## さ行

財政基金 【掲載ページ:P7】	年度間の財源の不均衡を調整するために設置された基金（貯金）です。
財政健全化推進計画 【掲載ページ:P2】	財政健全化に向けた基本方針や具体的な目標及び取り組みを定め、収支均衡を基本とする持続可能な財政構造の構築に向けて着実に取り組みを進めるための計画です。平成 27 年 3 月に策定し、計画期間は、平成 26 年度から平成 35 年度です。
財政負担の平準化 【掲載ページ:P14】	公共施設の更新に伴う財政負担が一定の時期に集中しないよう、必要に応じて延命化を実施するとともに、施設の改修や更新の優先順位を明確にすることで、その時期を分散させ、財政負担の年度間の平準化を図ることです。 >劣化度調査
事後保全 【掲載ページ:P25】	建築物に不具合・故障が生じた後に、修繕や更新を実施し、性能・機能を所定の状態に回復させることです。 >予防保全
市債 【掲載ページ:P7】	市の借金のことです。道路整備などの財源として、国や金融機関などから借り入れるもので、「地方債」、「起債」ともいいます。道路等の公共施設は長期間利用するため、その受益が将来に及ぶことから、世代間公平の観点も踏まえ、複数年にわたって償還（返済）し、次世代の市民にも応分の負担を求めるものです。
持続可能 【掲載ページ:P15】	本計画では、施設の統廃合や管理運営の効率化によって、施設の総量を縮減し、施設の維持管理費を削減することで、子や孫の世代へ負担を持ち越さないための公共施設マネジメントを通じて、公共施設を次世代、将来の市民へ継承していくことをいいます。

指定管理者制度 【掲載ページ:P15】	従来は地方公共団体やその外郭団体に限定していた市民会館や図書館などの公の施設の管理・運営を、民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図るために、民間事業者等に包括的に代行させることができる制度で、平成 15 年度の地方自治法改正により創設されました。
修繕 【掲載ページ:P1】	劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を初期の水準まで回復させることです。
集約化 【掲載ページ:P15】	類似または同じ機能を集め、1つの施設として整備することです。

<b>た行</b>	
大規模改修 【掲載ページ:P1】	建築物の外壁、屋根防水、建物付属設備（電気や空調、昇降機など）の改修や給排水管の更新等を行う大規模な改修のことです。
第5次長期総合計画 【掲載ページ:P2】	市のすべての行政計画の最上位に位置づけられる計画で、目指す 10 年後のまちの姿を、「ひと まち ゆたかに育つ 未来安心都市・明石」と定め、「ひと」に焦点を当てたまちづくりを進めています。また、「子どもの健やかな育ちで、みんなの元気を生み出す」ことをまちづくり戦略としており、戦略の 5 つの柱を定めています。平成 23 年 6 月に策定し、計画期間は平成 23 年度から平成 32 年度です。
第三セクター等改革推進 【掲載ページ:P7】	経営が悪化した公営企業や第三セクターなどを廃止・清算する際に、平成 21 年度から平成 25 年度までの間に限り、地方公共団体が発行することができる地方債のことです。多額の負債を早期に処理し、地方財政の健全化を進めることが目的であり、地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合に発行が認められます。
耐震基準(旧・新) 【掲載ページ:P10】	建築基準法において定義された耐震基準は、昭和 56 年 6 月 1 日の改正を境として、旧耐震基準と新耐震基準に大別されます。 旧耐震基準は、中規模程度（震度 5 強程度）を想定して規定されていました。これに対し、新耐震基準（現行の耐震基準）は、大規模の地震（震度 6 強から 7 程度）でも人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。
地方交付税 【掲載ページ:P5】	基礎的な行政サービスを提供するため、税収が足りない自治体に国から支給されるお金のことです。使い道については指定されておらず、市が自由に使うことができます。
転用 【掲載ページ:P17】	サービス提供を取りやめた建物またはスペースに、他の施設を整備することです。
投資的経費 【掲載ページ:P5】	公共施設の整備費用など、その支出効果が長期にわたって続くものを指します。

特別会計 【掲載ページ:P7】	特定の歳入があり、一般会計と分けて収支を明確にしている会計です。本市では、平成 26 年度においては、国民健康保険事業、下水道事業など 12 の特別会計を設置しています。
特例市 【掲載ページ:P8】	地方分権を推進するため、人口 20 万以上の市への権限移譲を推進する観点から、平成 12 年に創設された都市制度です。特例市には、開発行為の許可、騒音、振動、悪臭などを規制する権限、計量器の定期検査・立入検査などの権限が移譲されます。平成 26 年4月現在、県下では明石市、加古川市、宝塚市など、全国で計 40 市が特例市になっています。

## な行

延べ面積 【掲載ページ:P8】	建物の各階の床面積の合計のことです。
--------------------	--------------------

## は行

ハコモノ 【掲載ページ:P1】	本計画では、行政サービスを提供するための公共建築物のことをいいます。本計画では、インフラとハコモノ（施設）とで、「公共施設」と総称しています。 ➤インフラ
発生主義 【掲載ページ:P29】	現金の収支とは無関係に、債権・債務が発生した時点で収益や費用、あるいは未収金や未払金として記帳する方式です。 反対に、現金の収入・支出という事実に基づいて記録することを「現金主義」といいます。
パブリックコメント 【掲載ページ:P28】	市の基本的な政策等の策定に当たり、案の段階で当該政策等の趣旨、内容を広く公表（=パブリック）し、市民等からその政策等 に対する意見及び情報の提出（=コメント）を受け、その提出された意見等の概要及び市の考え方を公表するとともに、意見等を考慮し実施機関の意思決定を行うものです。
PFI （ピーエフアイ） 【掲載ページ:P19】	Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称で、PPPの手法の一つです。行政と民間が契約を結び、庁舎や文化施設といった施設の設計・建設から維持管理・運営を一括して民間事業者者に委ねることで、民間の資金やノウハウを活用し、事業の効率化、コスト削減を図る手法です。一般的には、民間事業者に対するサービス対価（業務委託料等）を、事業期間全体を通して分割して支払うことから、行政が建設するよりも初期投資の抑制や財政負担の平準化といった効果がありますが、一定規模以上の建物や設備が必要であるといった制約もあります。 ➤PPP
PDCAサイクル （ピーディーシーエーサイクル） 【掲載ページ:P28】	PDCA サイクルとは、計画(Plan)を、実施(Do)し、評価(Check)して、改善(Act)に結びつけ、その結果を次の計画に活かすサイクルのことです。このようなプロセスを継続することによって、より良い成果を上げることが期待できるといわれています。本計画では、このサイクルを用いて進行管理を行うこととしています。

PPP (ピーピーピー) 【掲載ページ:P26】	Public Private Partnership (パブリック・プライベート・パートナーシップ)の略称で、市と民間(企業、NPO、市民等)が相互に連携して市民サービスを提供する手法(公民連携)の総称であり、PFIや民間業務委託、指定管理者制度などの手法が含まれます。 ➤公民連携、指定管理者制度、NPO、PFI
複合化 【掲載ページ:P15】	複数の用途・機能の施設を合わせて、一つの施設として整備することです。
福祉関係経費 【掲載ページ:P5】	福祉や保健、医療にかかる経費であり、高齢者、障害者、子育て支援等にかかる経費の総称です。
複式簿記 【掲載ページ:P29】	現金、土地、建物などすべての資産の出入りを記帳するものです。貸借対照表(資産、負債、資本)と損益計算書(収益、費用)の借方、貸方両方で記帳します。一方、1つの取引について、一面(1つの科目)のみを把握し、その増減を記帳するものを「単式簿記」といいます。
扶助費 【掲載ページ:P2】	社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費のことです。生活保護、乳幼児・高齢者などの医療費助成、障害者自立支援費などが該当します。
普通会計 【掲載ページ:P7】	地方財政統計上、統一的に用いられる仮定の会計です。地方公共団体の財政の規模は、個々の団体によって、設置される特別会計も違えば一般会計の範囲も異なり、単純な合算比較ができないため、普通会計という各地方公共団体共通の基準による統計上の会計区分を設定して、各地方公共団体間の財政比較が可能となるようにしてあります。
普通財産 【掲載ページ:P1】	行政目的で用いていない財産が普通財産です。行政財産とは異なり、特定の用途又は目的を持たないため、貸付、交換、売却、譲与や、私権を設定することができます。 ➤行政財産、公有財産
フルセット 【掲載ページ:P24】	各自治体それぞれが、公共サービス提供のために、学校教育施設、コミュニティ施設、福祉施設など、一通りのハコモノを標準的に保有してきたことを意味する言葉として使用しています。
保全 【掲載ページ:P13】	建築物が完成してから取り壊されるまでの間、性能・機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、保持し続けることです。 ➤事後保全、予防保全

## や行

予防保全 【掲載ページ:P15】	建築物に不具合・故障が生じる前に、劣化度調査の結果等に基づき計画的に修繕や更新を実施し、性能・機能を所定の状態に維持することです。保全費用が結果的に縮減されます。 ➤事後保全
---------------------	--

## ら行

ライフサイクルコスト (Life Cycle Cost) 【掲載ページ:P15】	建築物の設計・建設費などの初期投資、施設運営及び施設維持管理の費用（ランニングコスト）、解体の費用といった、施設の生涯に渡り要する費用の総額のことです。 >ランニングコスト
ランニングコスト (Running Cost) 【掲載ページ:P15】	施設運営及び施設維持管理に要する費用のことです。 >ライフサイクルコスト
量的ストック 【掲載ページ:P8】	量的ストックとは、本計画ではインフラ資産の量のことをいいます。 道路や橋りょう等のインフラは、国民生活の利便性の向上等を目的に整備され、概ね一定量の資産（ストック）が形成されてきました。これまで量的な拡大をしてきたインフラ整備は、必要なインフラへの長寿命化に向けた転換の時期を迎えているといえます。
臨時財政対策債 【掲載ページ:P7】	国の地方交付税の財源が不足しているため、特例として発行が認められている市債（借金）のことです。地方交付税の振替財源とされているため、元利償還金の全額が後年度の地方交付税で補てんされます。
劣化度調査 【掲載ページ:P19】	建築物の部位・設備ごとに、その劣化状況を調査することです。本市では、経過年数や劣化状況等により劣化度を数値化しています。